



藤木しんや活動報告

【改正食料・農業・農村基本法①】改正基本法のポイント

2024年・第213回通常国会において「食料・農業・農村基本法」が改正されました。平成28年(2016年)の初当選以降、継続的に「食料安全保障の確立」の重要性を訴えてきましたが、その第1歩を踏み出すことができました。

今後の我が国の農業にとって、特に重要な改正基本法の条文のポイントをお伝えいたします。

改正基本法のポイント

(1)「食料安全保障の確保」を明確に位置付け

- ①【第一条(目的)】に、基本理念として「食料安全保障の確保等」と明記
- ②【第二条】では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手入できる状態」と定義
- ③食料・農業・農村基本計画に、「食料自給率その他の食料安保の確保に関する事項の目標」を掲げ、「少なくとも毎年1回、目標達成状況を調査し、結果を公表」する旨を明記【第十七条 第2,3,7項】
- ④不測時の食料安全保障の手段として、『食料供給困難事態対策法』を同時に制定
- ⑤国民に対する食料の安定的な供給について、「国内の農業生産の増大を図ることを基本」「農業生産の基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要」と明記【第二条 第2,3項】

(2) 適正な価格形成の実現

- ①「食料の合理的な価格形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」と明記【第二条第5項】
- ②「国は、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずる」と明記【第二十三条】
- ③消費者の役割として、「食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与」と明記【第十四条】

(3) 農業資材の安定確保と経営安定の実現

- ①「国は、農業資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる」と明記【第四十二条 第3項】
- ②「肥料その他の農業資材の安定的な輸入を確保するため、輸入相手国の多様化等の必要な施策を講ずる」と明記【第二十一条 第3項】
- ③「国は、農業資材の安定的な供給を確保するため、輸入に依存する農業資材及びその原料について、国内で生産できる良質な代替物への転換、備蓄への支援など必要な施策を講ずる」と明記【第四十二条 第1項】

(4) 多様な農業者の位置づけの明確化の実現

- ①「国は、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者それ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮する」と明記【第二十六条 第2項】

(5) 農業団体(サービス事業者)の役割の明確化

- ①「国は、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営にかかる情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずる」と明記【第三十七条】
- ②団体の努力として「食料、農業及び農村に関する団体は、その行う農業者、食品産業の事業者、地域住民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組む様に努める」と明記【第十二条】

【改正食料・農業・農村基本法②】改正基本法の審議の中で主張してきた事項と岸田総理、坂本大臣答弁

〈令和6年4月26日参議院本会議、令和6年5月23日、6月13日参議院農林水産委員会〉



- ①「再生産可能な農業」の実現を目指すことが極めて重要
- ② 20年後に基幹的農業従事者を120万人から30万人に減らす訳にはいかない、いかに下げ止めるかは政策が重要
- ③ そのため家族農業の継続(親元就農、事業承継)や多様な農業者への支援拡充が重要
- ④ 日本型直接支払い(多面的機能支払、中山間地域等直接支払等)の拡充が重要
- ⑤ 農畜産物の適正な価格形成にかかる買い手側のルール遵守や消費者理解の十分な促進施策が重要
- ⑥ 農協等サービス事業者への支援拡充が重要
- ⑦ 特に共同利用施設等の補修・改修や機能強化にかかる予算の抜本的拡充が必要
- ⑧ 地域計画策定協議への若手農業者の参画促進や地権者同意の柔軟化等が必要
- ⑨ 農地中間管理機構・市町村・農業委員会の役割明確化と体制拡充が必要
- ⑩ スマート農業技術の活用にかかる通信電波エリアの拡充が必要
- ⑪ 畜産農家の経営危機の長期化に対して対策が必要

岸田
総理大臣

- 再生産可能な農業の実現は必要。
- 食料安全保障の確保を図る中、担い手の経営発展を後押しし、担い手とそれ以外の多様な農業者による農地の適正管理を通じた望ましい農業構造の実現をすすめて、生産性向上等を図りながら、農地等の農業基盤を確保することで収益力を高めていく。
- 人件費等の恒常的なコストに配慮した合理的な価格形成の仕組みについて、法制化も視野に検討を進める。
- こうした施策を体系的に実行するために必要な予算をしっかりと確保・措置する。

- 我が国の家族経営は農業経営者の約96%を占め、小規模で付加価値を高めたり、一定規模で生産性向上を果たすなど、多様な経営が展開されている重要な存在。親元就農や第三者への継承などを通じ、次世代を担う農業者を少しでも多く確保していきたい、その考えは藤木委員と同じ。
- 120万人から30万人というのは趨勢による試算なので、私達も30万ありきでやっているわけではない。歯止めが必要と考えている。試算には、20万人いる法人経営の雇用者が入っていない。法人経営、新規参入、女性の参入を図りながら、減少をできるだけ減らすような対応策を取ってまいりたい。

坂本
農林水産
大臣

【改正食料・農業・農村基本法③】これまでの検討経過と私の取り組み

改正基本法の議論は、2022年(令和4年)2月の自民党・食料安全保障に関する検討委員会(委員長:森山裕)の設置を皮切りに、自民党の農林関連部会・委員会等や、農林水産省食料・農業・農村政策審議会において検討がすすめられました。この間、私は農林水産大臣政務官・自民党農林部会長代理および副部会長・参議院農林水産委員会委員として携わってきました。

	農林水産省食料・農業・農村政策審議会	食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(本部長:総理大臣)	与党	
R4			2月 食料安全保障に関する検討委員会設置	自民党農林部会副部会長として参画
			5月 食料安全保障の強化に向けた提言	
	9月 基本法検証部会設置	9月 本部設置	10月 基本法検証PT・関連3分科会設置	
R5		12月 食料安全保障強化政策大綱	11月 提言(食料安全保障大綱・基本法見直し)	農林水産大臣政務官として関与
	5月 検証部会中間とりまとめ	6月 食料・農業・農村政策新たな政策展開	5月 提言(食料・農業・農村政策新たな政策展開)	
	9月 検証部会最終とりまとめ	12月 基本法工程表策定	12月 提言(基本法改正の具体的方向性)	
R6	国会審議 2月:改正基本法案閣議決定・国会提出 → 3~4月:衆議院で審議 → 4~5月:参議院で審議 5月29日:改正法成立 → 6月13日:関連法成立			自民党農林部会長代理として参画 参議院農林水産委員会委員として質疑、審議に参画

【改正食料・農業・農村基本法④】これから正念場の来年3月までのスケジュール

基本法はあくまで理念法のため、具体的な施策は5年に1度策定される「食料・農業・農村基本計画」によって決められます。あわせて、食料安全保障の確立に向けた抜本的な予算の拡充も必要となります。引き続きこれから来年3月までが正念場、具体的な施策の確立と予算の確保に向け全力で取り組みます。

	政府	与党	国会
令和6年6月	21日 骨太方針を閣議決定		21日 通常国会閉会
7月			
8月	令和7年度予算概算要求	農林部会等で必要施策の検討	
9月		30日 自民党総裁任期満了	
10月			臨時国会
11月			
12月	甘味資源・畜産物価格等決定 令和6年度補正予算あるか? 令和7年度予算決定	農林部会等で必要施策の検討	
令和7年1月			通常国会
2月			
3月	次期食料・農業・農村基本計画の決定		
4月			

全国を飛び回っております

6月23日に通常国会が閉会した後、全国を飛び回っております。積極的にお声がけ頂く県域やこれまであまり訪問できてなかった地域も含め、可能な限り各地を訪問しております。各地で伺ったご意見や拝見した地域の状況について、国政への反映に努めて参ります。



7月2日 JAのと被災施設視察



7月16日 JAおきなわ宮古地区肥育センター視察



8月4日 山形・秋田豪雨被災地視察(JA庄内みどり管内)

藤木しんやプロフィール

自由民主党での役職

農林部会長代理
農林部会畜産・酪農対策委員会 事務局次長
参議院自由民主党 副幹事長

これまでの主な役職

農林水産大臣政務官(2回)
参議院自由民主党 国対副委員長
自由民主党 農林副部会長
自由民主党 農林部会畜産酪農対策委員会 事務局次長
自由民主党 農林水産災害対策委員会 事務局次長
自由民主党 中央政治大学院 副学院長

参議院所属委員会

議院運営委員会 理事
農林水産委員会
災害対策特別委員会
憲法審査会

LINE公式アカウント

はじめました!

QRコードから簡単に友だち追加!!



藤木しんやのメッセージや活動などをタイムリーに発信!

6月下旬~8月上旬に訪問した地域

- JA東京中央・JA世田谷目黒訪問
- 栃木県大田原市酪農関連施設等訪問
- 石川県能登半島地震被災6JA訪問
- JAグループ愛知による国政報告会
- 熊本県南部5JA訪問
- 山口県宇部市内農場等視察
- 福岡市内訪問(参議院自民党副幹事長用務)
- JAグループ埼玉による国政報告会
- JAおきなわ多良間地区・宮古地区畜産関連施設等視察
- JA大井川青壮年部意見交換会(東京で開催)
- 長崎県壱岐市訪問
- 岩手県内5JA訪問・JAグループ岩手による国政報告会
- 高知県農協青壮年連盟70周年記念式典出席
- 熊本県指導農業士連絡協議会総会出席
- JA岡山県青壮年部との意見交換会
- 熊本県北部・中部8JAおよび県連等訪問
- 自民党福島県連青年局・女性局合同政策研修会出席
- 山形・秋田集中豪雨被災2JA訪問

藤木しんや
後援会

後援会
事務所

〒101-0054 東京都千代田区
神田錦町1-23 宗保第2ビル3階
TEL:03-6262-9936 FAX:03-6262-9937

国会
事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1006号室
TEL:03-6550-1006 FAX:03-6551-1006

藤木しんやホームページ
https://www.fujiki-shinya.com



藤木しんやフェイスブック
https://www.facebook.com/fujikishinya.kumamoto/

